

事故発生防止のための指針

特別養護老人ホーム 星の里
指定（介護予防）短期入所生活介護事業所 星の里
にちはらデイサービスセンター

1. 事故発生防止に関する基本的考え方

社会福祉法人にちはら福祉会（以下、「法人」という。）は、質の高いサービスを提供するために、提供するサービスに対して常に改善を行い、事故防止に努める。また、事故が発生した場合に、速やかに適切な対応が行えるよう研修を実施し、必要な知識・情報の習得に努める。

2. 事故発生防止委員会その他施設内の組織に関する事項

法人では、介護事故発生の防止等に取り組むに当たって、「事故対策委員会」を設置する。

①設置の目的

事業所内での事故を未然に防止するとともに、発生した事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行われ、利用者に最善の対応を提供することを目的とする。

②事故対策委員会の構成員等について

事故対策委員会の構成員及び委員長については別に示す。

③事故対策委員会の開催

1月に1回以上定期的に開催する他、必要に応じ臨時開催する。事故発生の未然防止、再発防止策の検討を行う。

④役割

ア) マニュアル及び報告書類等の様式の見直し、更新

イ) 事故・ヒヤリハット報告の分析及び再発防止策の検討と防止策の評価

ウ) 再発防止策の周知徹底

エ) 本指針の見直し、修正、更新

⑤事故発生防止担当者の選任

事故発生防止担当者は事故対策委員の中から選任する。

3. 介護事故防止のための研修に関する基本方針

事故発生防止のための職員への研修を以下のとおり実施する。当該研修については法人が提供するインターネットを介しての動画研修などで対応する。

① 定期的な研修（年2回以上）

② 新任職員への研修

③ その他必要な研修

実施した研修の受講記録については、電磁的方法その他適切な方法で保管する。

4. 事故・ヒヤリハットの報告方法及びその分析を通じた再発防止策の職員への周知

報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について法人全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、職員の懲罰を目的としたものではない。

① 報告手順

職員は事故等発生のごとにその状況、背景等を記録し、報告書により報告する。

② 事故要因の分析

事例の分析に当たっては、事故発生時の状況等を分析し、事故発生の原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討する。

③ 改善策の周知徹底

報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底する。

④ 防止策の評価

防止策を講じた後に、その効果について評価する。

5. 事故発生時の対応

介護事故が発生した際には、別に掲げる事故対応のフローチャートに定められた手順のとおり速やかに対応する。

6. 利用者等に対する本指針の閲覧に関する基本方針

本指針については、誰でも閲覧できるように事業所に備え置くとともに、法人ホームページにも掲載する。

附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。